

報告第 25 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 7313 番地 4 先市道穂高 1121 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 6 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 29 年 4 月 22 日（1 回目事故）、損害賠償請求者の運転する車両が道路横断側溝を通過する際、跳ね上がっていたグレーチングに車両左側前輪のスタッドレスタイヤが接触し、破損したものである。

平成 29 年 4 月 23 日（2 回目事故）、損害賠償請求者が 22 日の事故直後、側溝内にグレーチングを収める対応を施したが、23 日に同じ場所の側溝を横断する際、通過時の衝撃でグレーチングが跳ね上がり、前日と同様、車両左側前輪のノーマルタイヤを破損したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故（1 回目事故）の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 37,260 円を賠償するものとする。

本事故（2 回目事故）の原因は、道路管理者の安全管理不備によるところの安曇野市の過失を 70%とし、前日の事故により損害賠償請求者は、事故を予見できる状況にあったことから過失を 30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 16,934 円を賠償するものとする。(合計の損害解決金 54,194 円)

報告第 26 号

平成 28 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	9.6	22.2
(12.02)	(17.02)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 27 号

平成 28 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	—	311 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 28 号

平成 28 年度決算に基づく安曇野市観光宿泊施設特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市観光宿泊施設特別会計	—	110,597 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 29 号

平成 28 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業
会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,899,377 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,562,579 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。